

未来を担う若者を応援します！

富良野市育英基金 育英生募集

大学等の卒業後1年以内に
富良野市内で就職すること
で貸与金額を返済免除



育英基金制度の概要

【制度の趣旨】

経済的理由で修学が困難な人に対して、市が学資を無利子で貸与する制度です。

【貸与対象・金額】

大学生（短大生を含む） ※ただし、大学院は除く。	月額 20,000円以内
専修学校生（修業が2年以上）	入学準備金 100,000円以内
高等専門学校生	月額 15,000円以内 入学準備金 50,000円以内
高校生（第3子以降の子が対象）	入学準備金 50,000円以内

【貸与条件】

- 親権者もしくはこれに代わる者が富良野市民
- 成績優秀・素行善良にして、校長が推薦する者
- 健康で学業に精励できる者
- 経済的理由で学資の負担が困難な者

【貸与期間】

入学月（採用決定月日）から修学年限まで

申請方法については裏面に記載しています

富良野市教育委員会 学校教育課学務係

〒076-0032

富良野市若松町5番10号 図書館3階

TEL 0167-39-2320 FAX 0167-23-3528

制度の詳細は
富良野市の
HPを確認



◆申請手続き◆

【申請に必要な書類】

- ①育英生願書
- ②在籍する学校長の推薦書・人物証明書・成績証明書
- ③写真台帳
- ④親権者もしくはこれに代わる方の住民票抄本・所得証明書
(親権者に代わるべき方の場合は、申請者との関係戸籍抄本が必要です)

申請書類は教育委員会で受け取り、または富良野市HPでダウンロード願います。

【貸与基準】

人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって経済的理由により修学が困難な者で、進学後学資の貸付を必要と認められる者。

1. 人物について
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生生徒にふさわしく、将来良識ある社会人とし、活動できる見込みがあること。
2. 健康について
学校における定期健康診断をもとに、修学に十分耐え得る者と認められること。
3. 学力及び素質について
学習成績の評定を、全教科について平均した値が3.0以上(5段階評定)であって、特に優れた知的素質を有し、上級校へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
ただし、学習成績が3.0未満であっても、経済的理由により著しく修学に困難があると認められる場合はこの限りではありません。
4. 家計について
経済的理由により修学が困難で、進学後学資の貸付を必要と認められること。
なお、年収・所得の上限額は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金判断基準に準じる。
* 年収とは、1年間の収入。
* 所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額。

【採否の決定】

申請書類により教育委員会で審査決定し通知します。
貸付決定者には、誓約書・在籍届を提出していただきます。



【育英基金の返還・返還猶予及び返還免除】

1. 育英基金の返還
育英基金は貸与であり、貸与終了後は貸与を受けた期間の2倍の期間以内に必ず返還していただきます。
育英基金の貸与が終了したときは、借用証明書を提出し、返還方法に従い返還していただきます。
2. 育英基金の返還猶予
①在学中、育英基金を必要としなくなったときは育英基金を辞退し、引き続き在学する場合において卒業時まで返還の猶予措置があります。
②上級学校に進学した場合は、その卒業まで返還を猶予することができます。
③卒業後、災害又は傷病その他真にやむを得ない事由により返還が困難な場合は、返還の猶予措置があります。
3. 育英基金返還の免除
①育英生が死亡又は心身障害のため返還ができなくなったときは、その事実を証明する書類を提出することにより返還未済額の全部または一部の返還を免除する場合があります。
②育英生が、当該学校を卒業した日から1年以内に富良野市に住民登録し、かつ市内に就職(パートタイム労働者、臨時社員、派遣社員等の非正規雇用の者を除く。以下同じ。)、または自営業に従事している場合は、育英基金の返済を免除することができます。ただし、就職してから5年以内に離職し、または本市に住所を有しなくなった場合には、その在職期間または当該学校を卒業後に本市に住所を有した期間について育英基金の返済を免除することができます。

【提出期日・提出先】

育英基金の貸与を受けようとする者は、**3月31日**までに教育委員会に必要書類を提出してください。